

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
<http://www.mssa.jp>



令和6年2月16日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

令和6年4月1日施行の改正警備業法について（ご連絡）

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止されます。
現在、県警本部で手数料条例の改正等の手続きを行っており、現時点で判明している内容は、下記のとおりです。

～ 改正内容 ～

○ 認定証の廃止

認定証の廃止に伴い、認定（更新）の際、認定証の交付はありません。

○ 認定証再交付申請及び書換申請の廃止

認定証の廃止に伴い、認定証の再交付申請及び書換申請が廃止されます。

○ 標識の新設及び掲示

警備業者は、自ら作成した「標識」を主たる営業所に掲示するとともに、インターネット上でも掲示しなければなりません。

※インターネット上での掲示は、事業の規模が著しく小さい場合等例外があります。

各種手続き等詳細は、警察本部から説明があった内容をお知らせしてまいります。
令和6年1月31日公表された公表された新様式及び通達は、別添のとおりです。

一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣

【公表された新様式】

別記様式第2号（第6条関係）

警備業者			
認定をした公安委員会	公安委員会		
認定の番号	第		号
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
氏名又は名称			
所在地			

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【警察庁通達】

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種(令和26年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各地方機関の長
各附属機関の長

警察庁丁企画発第50号
令和6年1月31日
警察庁長官官房企画課長

質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の公布について（通達）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行に伴い、質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第6号）、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）が本日公布され、令和6年4月1日から施行されることとなった。

その内容等は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件に関連するものとして、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令の公布について（通達）」（令和5年11月6日付け警察庁丁企画発第538号）を发出済みであるから、併せて確認されたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)
- 「改正府令」 : 質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第6号)
- 「改正規則」 : 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和6年国家公安委員会規則第2号)
- 「共同命令」 : 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号)
- 「代行業法」 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)
- 「探偵業法」 : 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)
- 「代行業法施行規則」 : 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)
- 「探偵業法施行規則」 : 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)
- 「マイナンバー法」 : 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

第1 趣旨

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、これに基づき、特定の場所における書面の掲示を求めている、いわゆる書面掲示規制については、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするなどの措置を講じ、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図ることとされた。

これを踏まえ、警察庁所管法令についても所要の規定の整備を行うこととした。

第2 改正法の概要

1 認定証等の廃止

改正法による改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第2項の認定証、代行業法第5条第2項の認定証及び探偵業法第4条第3項の届出があったことを証する書面(探偵業届出証明書)は、廃止された。

2 標識の掲示義務等

- (1) 古物営業法(昭和24年法律第108号)及び質屋営業法(昭和25年法律第158号)において、事業者は、許可を受けたことを示す主務省令で定める様式の標識を営業所等の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信

により公衆の閲覧に供しなければならないこととされた。

- (2) 警備業法、代行業法及び探偵業法において、事業者は、認定を受けたこと（探偵業法においては、届出をしたこと）を示す主務省令で定める様式の標識について、営業所（警備業法及び代行業法においては、主たる営業所）の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととされた。

3 その他

前記1及び2に伴い、認定証の返納に関する規定が削られるなど、所要の規定が整備された。

4 経過措置

- (1) 改正法の施行の際現に警備業法第4条の認定を受けている者に係る当該認定の有効期間は、改正法による改正後の警備業法（後記(2)において「新警備業法」という。）第5条第4項の規定にかかわらず、当該者が改正法の施行の際現に交付されている認定証の有効期間の残存期間と同一の期間とすることとされた。（改正法附則第3条第1項）
- (2) 改正法の施行前にされた警備業法第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新の申請であって、改正法の施行の際、更新をするかどうかの処分がなされていないものは、新警備業法第7条第1項の規定による認定の有効期間の更新の申請とみなすこととされた。（改正法附則第3条第2項）
- (3) 改正法の施行前にした行為を理由とする、警備業法第49条第1項の規定による営業の停止の命令、代行業法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による自動車運転代行業の停止の命令及び探偵業法第15条第1項の規定による探偵業の停止の命令については、なお従前の例によることとされた。（改正法附則第3条第3項、第4条及び第5条）
- (4) 改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされた。（改正法附則第6条）

第3 改正府令等の内容

1 改正府令

質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）及び探偵業法施行規則について、改正法の施行に伴い、下記(1)から(3)までの改正を行うなど、所要の規定を整備したほか、質屋営業法施行規則について下記(4)の改正を行った。

- (1) 前記第2の2(1)及び(2)の標識の様式を定めることとした。
- (2) 前記第2の2(1)及び(2)の主務省令で定める場合は、下記ア又はイのいずれかに該当する場合とすることとした。
 - ア 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
 - イ 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- (3) 前記第2の2(1)及び(2)の公衆の閲覧は、当該事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとすることとした。
- (4) 質屋営業法施行規則について、質屋が質置主の住所、氏名等を確認する資料の例示として、マイナンバー法第2条第7項に規定する個人番号カードを追加することとした。

2 改正規則

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）及び代行業法施行規則について、改正法の施行に伴い、下記(1)から(3)まで（(1)については代行業法施行規則のみ。また、(2)については古物営業法施行規則のみ。）の改正を行うなど、所要の規定を整備したほか、古物営業法施行規則について下記(4)の改正を行った。

- (1) 前記第2の2(2)の標識の様式を定めることとした。
- (2) 前記第2の2(1)の主務省令で定める場合は、前記1(2)ア又はイのいずれかに該当する場合とすることとした。
- (3) 前記第2の2(1)及び(2)の公衆の閲覧は、当該事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする事とした。
- (4) 古物営業法施行規則について、古物商が相手方の住所、氏名等を確認する資料の例示として、マイナンバー法第2条第7項に規定する個人番号カードを追加することとした。

3 共同命令

自動車運転代行業者について、前記第2の2(2)の主務省令で定める場合は、下記(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とすることとした。

- (1) 代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車の台数が1台以下である場合
- (2) 当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合

4 経過措置

改正府令又は改正規則による改正前の様式（改正府令第2条の規定による改正前の警備業法施行規則別記様式第2号、改正府令第3条の規定による改正前の探偵業法施行規則別記様式第4号及び改正規則第2条の規定による改正前の代行業法施行規則別記様式第2号を除く。以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、それぞれ改正府令又は改正規則による改正後の様式によるものとみなすこととし、また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。（改正府令附則第2条及び改正規則附則第2条）

5 施行期日

改正府令、改正規則及び共同命令については、改正法の施行の日（令和6年4月1日）から施行することとした。ただし、前記1(4)及び2(4)の改正内容については、公布の日（令和6年1月31日）から施行することとした。

第4 参考

各業における運用上の留意事項等については、所管部局から別途指示することを予定している。

(参考資料)

- 質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第6号）の官報の写し
- 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）の官報の写し
- 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）の官報の写し